

平成24年度

京都府児童相談所業務専門家委員会

助言取りまとめ

平成25年3月

京都府健康福祉部家庭支援課

目 次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 調査の視点 | 2 |
| | ア 調査項目 | 2 |
| | イ 調査の実施方法 | 3 |
| | ウ 委員から助言をいただく趣旨 | 4 |
| 3 | 調査結果 | |
| | (1) 児童相談所・要対協、力量強化等について | 5 |
| | ア 児童相談所対象分 | 5 |
| | イ 市町村対象分 | 10 |
| | (2) 退所ケースのフォローについて | 12 |
| | (3) その他、委員の助言 | 14 |
| 4 | 委員からの助言のまとめ | 15 |
| 5 | おわりに | 16 |
| 6 | 調査の経過 | 17 |
| 7 | 京都府児童相談所業務専門家委員会・委員名簿 | 18 |
| 8 | 京都府児童相談所業務専門家委員会設置要綱 | 19 |

1 はじめに

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受けて、京都府では平成19年度に外部有識者による委員会（現在の「児童相談所業務専門家委員会」）を設置し、児童相談所の業務管理や組織運営等を定期的に確認することとなった。

委員会においては、児童相談所における子どもの安全を確保するための迅速な対応や、地域のネットワークにおける情報共有のあり方、関係機関との連携による子どもの見守り活動の状況等についての調査を実施し、助言を得てきた。

また、児童相談所と市町村とで児童相談業務が重層的に行われていることを踏まえ、平成20年度からは、困難ケースなどを通して児童相談所と市町村との連携状況を確認するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置・運営状況や、児童相談所における安全確認及び在宅ケースへの対応状況等について調査を行ってきた。

今年度は、平成23年8月に起きた宇治市の児童虐待事案を受けて、外部検証委員会がまとめた「これからの児童虐待対策への提言」（以下「提言」という。）の中で示された取組の進捗状況を中心に、児童相談所による要対協ケースの見立て・アセスメントや、力量強化の状況、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業（以下「こんにちは赤ちゃん事業」という。）の状況等について調査を実施し、委員から得た助言を取りまとめた。

2 調査の視点

ア 調査項目

提言においては、児童虐待対策を推進する取組として、要対協と児童相談所の役割分担・連携策を具体的に定めることや、児童相談所・市町村が力量を強化しケースへの対応力を高めること等が示されている。これを受け、今年度においては、提言に基づいた児童相談所・市町村の取組の進捗状況を確認するため、「児童相談所・要対協の連携、力量強化等」を調査のポイントとすることとした。

また、平成24年10月、虐待を理由に施設入所していた児童が、退所して家庭復帰した後に虐待を受け、死亡する事件が広島県で発生し、家庭復帰を決定する際の手続や、退所後における児童相談所・市町村の役割分担が不十分であったこと等が問題となったことから、本府児童相談所においても「退所ケースのフォロー」が適切に行われているかについても調査ポイントとした。

(1) 児童相談所・要対協の連携、力量強化等について

児童相談所と市町村を対象に、次の視点で調査を実施。

【児童相談所対象分】

要対協と児童相談所が役割分担や連携策を具体的に定め、注意深くケースに対応しているか検証を行う。



- 児童相談所による要対協ケースの見立て、アセスメントの状況
- 保健所虐待対応専任職員の役割の強化状況

第一線機関である児童相談所・市町村が力量を強化し、様々なケースへの対応力を高めているか検証を行う。



- 児童福祉司・心理判定員の配置状況・経験年数
- 児童福祉司等の専門性・対応力を高める研修の実施状況
- 市町村職員等向け研修を充実しているか
- 専門家からの助言・支援の活用状況

ケース対応や情報共有等における児童相談所と教育委員会の連携状況について確認し、改善すべき点を明確化する。

【市町村対象分】

市町村要対協について次の項目を確認。

- こんにちは赤ちゃん事業の実施、母子保健部門の連携状況
- NPO、市町村教育委員会との連携状況
- 職員の配置状況、経験年数
- 相談・研修・職員体制の強化状況

(2) 退所ケースのフォローについて

児童相談所を対象に、次の視点で調査を実施。

児童虐待により施設入所した児童が退所する場合、継続指導や支援体制の構築等が適切になされているかを再点検する。

- 少なくとも6か月間は児童福祉司指導等や継続指導を実施しているか
- 市町村と支援体制や具体的な見守り方法など役割分担を明確化しているか
- 虐待再発時の連絡体制などの対応の状況

イ 調査の実施方法

家庭支援総合センター、宇治児童相談所（南部家庭支援センター）、福知山児童相談所（北部家庭支援センター）において、調査ポイントに沿って児童相談所職員（所長、参事、相談・判定課長、未来っ子サポートチーム（虐待担当）職員、保健所の虐待対応専任職員等）や関係市町担当職員からのヒアリング及び状況確認等を行うことにより実施した。

<調査日程一覧>

| | | 児童相談所 | 市町村 (要対協事務局) |
|-------|----------|------------|-----------------|
| 平成25年 | 1月 9日(水) | 宇治児童相談所 | 宇治市 |
| | 1月16日(水) | 家庭支援総合センター | 長岡京市 |
| | 1月21日(月) | 福知山児童相談所 | 綾部市 |

ウ 委員から助言をいただく趣旨

児童虐待の通告や対応するケースは年々増加している。また、離婚や再婚により家族関係が複雑化していたり、保護者に精神疾患が見られるなど、対応が困難な事例が顕著となっており、児童相談所と市町村だけでなく様々な関係機関が連携して対応していくことが非常に重要となっている。

このため、児童虐待への対応について、何ができて、何ができていないのかというチェックをそれぞれの機関に対して個別に行うのではなく、各機関の今日的な課題や連携のあり方等を踏まえて児童相談業務がより一層適切に遂行され、また、職員がやりがいを持って活動できるようにとの立場から助言をいただいたものである。

3 調査結果

(1) 児童相談所・要対協の連携、力量強化等について

ア 児童相談所対象分

(ア) 児童相談所による要対協ケースの見立て、アセスメントの状況

児童相談所による要対協ケースの見立てやアセスメントの状況を確認するため、実務者会議と個別ケース検討会議における児童相談所の関与状況を調査した。

まず実務者会議について、児童相談所は管内要対協の実務者会議に全て出席しているが、この会議では要対協で管理するケースを網羅的に確認することを主眼としており、個々のケースに対する見立てやアセスメントは行わず、ケースの動きやリスク情報を確認している。

一方、個別ケース検討会議は、要対協事務局の要請により出席する以外に、実務者会議で気にかかったケースについて、児童相談所から開催を依頼して出席する場合もある。同会議は、ケースの処遇や今後の進行管理を議論する場であるため、児童相談所は関係機関と詳細な情報を共有した上で、ケースの見立てやアセスメントを行うとともに、具体的な援助方針や役割分担を確認している。

【委員の助言】

- ・ 個別ケース検討会議出席などの市町村支援を行う上で、職員体制が制約となっているのならば、体制の見直しが必要であろう。外部の専門家を積極的に派遣することで、市町村支援の強化を図る方途も活用すればよい。
- ・ 市町村職員を児童相談所に1ヶ月単位で来てもらうなどし、児童相談所業務を理解してもらうことも一つである。
- ・ 市町村には体制の弱いところもある。児童相談所が市町村のレベルを把握し、それに応じた支援をする必要がある。

(イ) 保健所虐待対応専任職員の役割の強化状況

京都府の保健所（7箇所）には、児童相談所との併任職員として、1名ずつ児童虐待対応専任職員（以下、「専任職員」という。）が配置されている。

昨年度の提言に基づく専任職員の役割強化として、平成24年6月から、児童相談所が市町村へ移管したばかりのケースや、注意深い見守りが必要な市町村管理ケースへの支援を開始することとしたため、同年12月の状況を調査したところ、次のとおりであった。

- ・各専任職員は、市町村が管理する5～10のケースに関与している。
- ・保健所が児童相談所よりも市町村に身近な存在であることから、日常的な判断や対応について助言を行っている。
- ・個別ケース検討会議へ出席し、関係機関と意見や情報交換を行っている。
- ・対象家庭の訪問を通じてケースの状況の確認をしている。
- ・保健所内の専門職（精神保健福祉相談員、小児科医、保健師等）からの意見を踏まえて市町村に助言したり、専任職員自身が母子自立支援員として保護者の自立を援助するなど、保健所の機能を利用した援助を行っている。

以上のとおり、専任職員は児相と市町村のつなぎ役として積極的に活動する一方、保健所職員として虐待対応以外の業務に従事する必要もあり、児童相談所の会議に出席できないなど、活動が制限されざるを得ない状況も報告された。

(ウ) 児童福祉司・心理判定員の配置状況・経験年数

下記(エ)の研修の実施状況を調査する上で、児童相談所の児童福祉司及び心理判定員の配置状況と経験年数を確認するため、平成23年度・平成24年度における状況を確認した。

職員数について平成23年度と平成24年度を比較すると、児童福祉司は30人から31人に、心理判定員は17人から18人となっており、両職種とも、1人ずつ増員している。なお、長岡京市事件が起きた平成18年度当時と比べると、児童福祉司・心理判定員を合わせて18人増員(1.5倍)している。

また、経験年数を5年未満と5年以上に分け、平成23年度と平成24年度の職員の構成比を比較すると、児童福祉司においては、5年未満の割合が66.7%から61.3%に減少し、5年以上の割合が33.3%から38.7%に増加している。

心理判定員においては、5年未満の割合が52.9%から50.0%に減少し、5年以上の割合が47.1%から50.0%へ増加している。

以上のとおり、京都府においては、継続して職員体制を強化している。

表1 児童相談所における児童福祉司及び心理判定員の配置人数（単位：人）

| 職 種 | 年度 | 経 験 年 数 | | | | | 合計 |
|--------------|----|---------|--------------|--------------|---------------|-------|----|
| | | 1年未満 | 1年以上 3年未満 | 3年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 | |
| 児 童 福 祉 司 | 23 | 3 | 11 | 6 | 7 | 3 | 30 |
| | 24 | 4 | 11 | 4 | 8 | 4 | 31 |
| 心 理 判 定 員 | 23 | 3 | 4 | 2 | 4 | 4 | 17 |
| | 24 | 1 | 5 | 3 | 2 | 7 | 18 |

※ 家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所を合算している。

※ 各年度とも4月1日の状況を示している。

表2 児童相談所における児童福祉司及び心理判定員の配置人数及び構成比

| 職 種 | 年度 | 指 標 | 経 験 年 数 | | 合 計 |
|--------------|----|--------|---------|------|-------|
| | | | 5年未満 | 5年以上 | |
| 児 童 福 祉 司 | 23 | 人数（人） | 20 | 10 | 30 |
| | | 構成比（%） | 66.7 | 33.3 | 100.0 |
| | 24 | 人数（人） | 19 | 12 | 31 |
| | | 構成比（%） | 61.3 | 38.7 | 100.0 |
| 心 理 判 定 員 | 23 | 人数（人） | 9 | 8 | 17 |
| | | 構成比（%） | 52.9 | 47.1 | 100.0 |
| | 24 | 人数（人） | 9 | 9 | 18 |
| | | 構成比（%） | 50.0 | 50.0 | 100.0 |

※ 家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所を合算している。

※ 各年度とも4月1日の状況を示している。

【委員の助言】

- ・ 児童相談所毎の虐待相談受理件数から見て、職員体制の厳しいところがある。管内人口や相談件数に応じた職員配置にしないと十分な援助ができないので、検討が必要。
- ・ 行政職員として退職や異動があるとしても、蓄積されたノウハウは引き継がれるよう工夫すること。
- ・ 経験の浅い職員が多いので、経験年数の高い職員は、OJTで若い職員を育てるという意識を持つことが大切。
- ・ ケースはバラエティに富んでいる。職員の経験や力量だけに頼るのではなく、組織（チーム）で対応することが必要だ。

(エ) 児童福祉司等の専門性・対応力を高める研修の実施状況

上記(ウ)で確認したように、職員増や経験年数の蓄積が見られるものの、毎年度の異動により着退任が繰り返されるため、児童相談所の職員の経験年数には常にばらつきが見られる。

このため、児童相談所職員を対象とした研修は、児童福祉司や心理判定員等の職種別に実施するだけでなく、「中堅児童福祉司研修」や「若手心理判定員研修」など、対象者の経験年数を考慮して実施されている。

また、こうした職種毎の専門性を高める研修以外に、「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」*1という新しい手法を学ぶことで視野の拡大を図ったり、相談件数が少なく対応経験の乏しい性的虐待に焦点を当てて、児童相談所全体としての力量強化を図っている。

※1 リスクだけでなく、家族の持つ安全性の側面に注目し、援助者と家族が協働して子どもの安全確保を目指す手法

[児童相談所職員対象研修例]

新任児童福祉司研修、中堅児童福祉司現任研修、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ研修、性的虐待対応ガイドライン研修、若手心理判定員研修、心理判定員レベルアップ研修、一時保護関係職員研修、面接技術研修 等

【委員の助言】

- ・ 外部の人材を活用して研修を行い、職員のケースの見立て力を付けていくよう取り組むこと。
- ・ 力量強化のため、職員を外部機関で1ヶ月ほど研修させるようなことが必要だ。
- ・ 虐待相談を受けた児童相談所の対応によりその後の経過が変わってくる。面接を行う上での人間性を養うため、研修は必要。
- ・ 職員の力量を上げるには、実例を多く経験し、多職種による多面的な見方を身につける必要がある。多職種で多角的に検討する場（事例検討会）をなるべく経験させるようにしてはどうか。

(オ) 市町村職員等向け研修の実施状況

市町村職員、児童福祉施設職員、医療従事者等を対象とした研修が実施されているが、要対協の運営や虐待の未然防止・早期発見など、各機関に求められる役割をテーマにするだけでなく、児童相談所の役割や活用の仕方を伝えることで、連携の強化を図っている。

なお、関係機関毎に研修を開催する以外に、医療・保健・教育といった複数職種を対象にした研修も実施しており、関係機関同士の連携促進も図っている。

また、大学からの依頼を受け、心理職を目指す学生を対象に、児童相談所の業務について講義を行った例なども見られた。

[関係機関対象研修例]

市町村児童相談担当部課長研修会、家庭児童相談室ブロック別研修、医療・保健・教育連携強化研修、児童福祉施設基幹的職員研修 等

(カ) 専門家からの助言・支援の活用状況

京都府では「家庭問題等困難事案対応サポート事業」を実施しており、専門家（学識経験者、医師、弁護士等）を助言者として登録し、対応が困難な事例や、援助方針決定に専門的な知識が必要となる事例が発生した場合に、専門家の助言を仰いでいる。

具体的な事例としては、性的虐待における初期対応や児童の保護後のケアについて、臨床心理に係る学識経験者と意見交換を行ったり、虐待が疑われるものの断定が困難な事例について、医師の所見を得るなどしていた。

また、定期的に弁護士に会議に参加してもらい、ケースに関わる法律問題に対して助言を得るようにしている。

【委員の助言】

- ・ 外部の専門家の活用や助言は児童相談所の業務遂行上、大きな力になる。外部人材のストックを増やし、積極的に活用することで機能強化を図ればよい。
- ・ 今、活用されている学識経験者は、家庭福祉や臨床心理といった分野だが、コミュニティ心理の専門家も活用し、視野を拡げれば、結果として家庭福祉や臨床心理の専門性を高めることにつながる。

(キ) 児童相談所と教育委員会の連携状況

市町村教育委員会とは要対協メンバーとして、実務者会議や個別ケース検討会議で顔の見える関係を築いているほか、個別のケース対応等について、日常的に連絡を取り合い、連携を図っている。

また、京都府の教育局や市町村の教育委員会が主催する研修では、児童相談所職員が講師を務めたり、教育委員会の会議に出席し、意見交換や情報共有を行っている。

一方で、通告後や一時保護後の児童相談所の動きは、学校からは見えにくいいため、ケースを積み重ねて理解を深めていく必要があるとの報告もなされた。

【委員の助言】

- ・ 教員が数年単位で児童相談所のケースワーカーとして配置されている県もある。こうした人事交流があれば、教育委員会との連携が密になるのではないか。

イ 市町村対象分

(ア) こんにちは赤ちゃん事業の実施、母子保健部門の連携状況

調査対象となった3市では、こんにちは赤ちゃん事業の訪問者として、保健師、保育士、管理栄養士等が挙げられており、訪問時には母子の健康状態を確認したり、子育てのアドバイスを行うなど幅広い観点で対応している。

訪問が拒否される理由としては、「対象児童が第2子以上であるため心配ない」ことや、「児童が入院中である」ことなどがあるが、訪問ができなかった場合は、その後の健診時に状況を確認するようにしている。

なお、同事業で懸念事例を発見した場合には、要対協ケースとして登録し、母子保健部門・児童福祉部門が情報を共有して、同伴訪問をするなど、連携した対応を取っている。

また、母子保健部門が持つ妊娠期からの情報は児童福祉部門に繋がれており、ハイリスクケースとして把握している場合は、要対協に情報提供している。

【委員の助言】

- ・ こんにちは赤ちゃん事業で家庭を訪問する際には、課題のある家庭の詳細な情報（若年出産、一人親、事実婚 等）を予め入手し、単なる玄関先

での訪問に終わらず、家の中まで入るようにすること。

- ・ 訪問に当たる者は定期的集まり、技術の向上に努め、チェック機能を高めていく必要がある。
- ・ 訪問の理由として「虐待を見つけること」と告げると、家庭は受け入れてくれない。受け入れてもらいやすい訪問の仕方を工夫する必要がある。
- ・ 訪問を拒否された場合は、その理由を書類で残し、その後に引き継ぐこと。

(イ) NPOとの連携状況

調査対象3市では、こんにちは赤ちゃん事業をNPO法人に委託（平成23年度）している例や、NPO法人が市から対象家庭の情報を得て親子支援活動を行い、活動で得た情報を市へフィードバックするといった連携が見られた。

また、要対協の構成機関としてNPO法人が参加している市もあり、会議で意見交換を行う他、NPO法人の活動を通じて虐待防止に係る情報発信を行ってもらえるなどの連携を行っている。

【委員の助言】

- ・ NPO法人の活動は多様であるため、相手方とよく協議した上で連携内容を決めること。

(ウ) 教育委員会との連携状況

調査対象3市では、教育委員会が要対協の構成機関となっており、代表者会議や実務者会議において、児童福祉部門と意見や情報を交換している。

ある市では、校長経験者のOBが各小中学校を月1回訪問して情報を収集し、教育委員会へ報告するとともに、実務者会議で関係機関と情報共有を行っている。

また、学校が虐待に関する懸念情報を把握した場合には、まず教育委員会へ報告し、教育委員会から児童福祉部門へ情報提供され、市町村内での検討を経て児童相談所へつなぐという流れを構築している市もあった。

一方、学校からの通告は、市と児童相談所のいずれに行うべきかの基準が曖昧との報告もあり、学校、教育委員会、市町村児童福祉部門、児童相談所の間で、更なる相互理解が必要な状況も見られた。

【委員の助言】

- ・ 虐待の有無や重症化については、学校では判断に迷うこともあるので、児童相談所や市町村児童福祉担当者が実際に子どもや保護者に面接し、ケース協議を通じて具体的な対応方策を示すことが大切。

(エ) 職員の配置状況、経験年数、体制の強化状況

3市においては、児童福祉部門の正職員に加えて、家庭児童相談室の非正規職員が児童相談に対応している状況が見られた。

体制の強化状況としては、家庭相談員に保育士、社会福祉士の専門職を採用することにより、職員の資質の向上を図っている。

また、独自の虐待防止マニュアルを作成し、関係機関に配布することで、関係機関の力量強化を図っている市もあった。

一方、3市の中で相談員としての経験年数が10年を越える職員はおらず、5年以上を越える者は2名であった。正規職員は異動のために限られた年数しか児童相談業務に従事せず、非正規職員が相談業務に携わっている市でも、規定で雇用期間が定められている場合には、経験が蓄積され難い現状が見られた。

(2) 退所ケースのフォローについて

(ア) 退所後の支援の継続、市町村との役割分担の状況

厚生労働省の通知^{*2}では、施設を退所して家庭復帰した虐待ケースについては、少なくとも6ヶ月程度は支援を継続することとされている。

この基準に照らし、平成24年度上半期において施設退所により家庭復帰した虐待ケース10件を確認したところ、他の自治体に移管したものを除き、全てのケースについて6ヶ月以上の支援を行っており、家庭復帰後一定期間（半年～1年）、通所や訪問により定期的に面接を行い、状況を確認していた。

なお、家庭復帰を決定するに際しては、上記通知の別添「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を参考にするとともに、次の点やその他の状況を考慮した上で、総合的に判断して決定している。

- ・ 児童と保護者が引き取りを希望していること。
- ・ 保護者と児童との関係が改善していること。

- ・保護者が、引き取り後の児童相談所や市町村等の支援を受け入れていること。
- ・地域の支援体制が整っていること。

また、家庭復帰前には関係機関によるケース会議を開催し、復帰後の支援における役割を分担しており、退所後の情報の集約・共有のあり方や連絡体制を整えている。

一方、虐待を行った保護者への支援が課題として挙げられ、退所後の家族再統合に向けた取組を進める必要性が確認された。

※2 平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」

【委員の助言】

- ・ 数年間入所したケースで親子関係が安定するのは難しいので、対策が必要。我が国では家族関係を改善する取組が進んでおらず、重要な課題である。
- ・ どうしたら虐待をしないかということ、保護者と一緒に考えていくことが必要。保護者の回復プログラムでは、保護者自らが関係をどう回復していくかを考えていくが、児童相談所が外部専門機関の力を借り、こうした取組を行えばよい。
- ・ 18歳までに家庭復帰する子どもだけでなく、高校卒業とともに施設を出る子どもの状況もかなり厳しい。退所児童は経済的に厳しく、孤立感や孤独感を有する一方、社会生活を営む上で必要な知識が乏しい。こうした点について対策を講じる必要がある。
- ・ 退所後のよりどころとなる場所を確保することや、家庭で経験する生活上の知識を身につけさせることも重要。
- ・ 家庭復帰後のフォローでは、電話だけで済ませないで、必ず顔を合わせて状況を確認すること。

(3) その他、委員の助言

【児童相談所】

- ・ 母子家庭でネグレクトかつ母が精神不安を抱えるケースが累積している。精神科医との情報交換に努めること。
- ・ 精神科医との連携では、単に情報提供を求めるのではなく、ケース協議をすることで、主治医に正しい情報を伝えるというスタンスも必要。
- ・ 精神不安を抱える母が子を殺害する事件では、精神的なリスクが関係機関に伝わっていなかったケースが多いので、注意が必要。
- ・ 子どもを大人の感覚でみて、リスクを過小評価してしまい、対応が遅れてしまうことがある。事が大きくなると気づかないのは大人の視点であり、子どもの視点に立つことが大切である。大人の視点だけで考え過ぎないようにすること。

【市町村】

- ・ 関係機関との連携では、個人情報の取扱いという問題がある。研修で情報の扱い方を教えるなどの対応をしてはどうか。
- ・ 関係機関で引き継いでいる最中に危機的な状況が発生することもあるので、どの機関が全体を把握しているかはっきりさせること。
- ・ 家庭を「ハイリスク」と捉える際の基準は具体的に決めておくこと。そうしないと、本当にハイリスクなものを見逃す危険がある。
- ・ ケース検討会議の参加者が、どのような意識を持って出席しているか、よく分析し、自覚を持たせる工夫が必要。
- ・ 性的虐待を見つけた場合は緊急の対応が必要。日頃から研修を受けるなどして、対応できるようにすること。

4 委員からの助言のまとめ

(1) 児童相談所・要対協の連携、力量強化等について

ア 児童相談所

- ▷ 児童相談所の中には相談件数の増加が特に激しいところもある。管内人口や相談件数に応じた職員配置にしていくよう検討が必要。
- ▷ 市町村支援を行う上で、職員体制が制約となっている状況が見られる。外部専門家を積極的に市町村に派遣してカバーする方途も検討すること。
- ▷ 経験の浅い職員の比率が高くなっている。OJTに加え、体系的な研修を実施することで、専門機関としての力量を強化していく必要がある。
- ▷ コミュニティ心理の専門家等広く外部の人材を活用した研修により、職員の視野を広げ、見立て力を付けていくこと。

イ 市町村

- ▷ こんにちは赤ちゃん事業では、次の点に留意する必要がある。
 - ・ 予め課題のある家庭の情報を入手して訪問し、玄関先での訪問に終わらず、家の中まで入って生活状況を確認するようにすること。
 - ・ 対象家庭が受け入れやすいよう、訪問の手法等を工夫すること。
 - ・ 訪問者は定期的集まって研修や意見交換を行い、技術向上に努め、チェック機能を高めていくこと。
 - ・ 訪問を拒否された場合は、その理由を書類で残し、その後に引き継ぐこと。
- ▷ 学校では虐待の有無等を判断できない場合もあるため、見守りを依頼するとともに、児童福祉部門担当者が子どもや保護者に面接し、具体的対応を示すこと。
- ▷ 関係機関で引き継いでいる間に危機的な状況が発生しても対応できるように、全体を把握している機関を明確にしておくこと。
- ▷ 性的虐待は特に早く対応する必要がある、日頃からの研修を通じ、対応できる体制を整える必要がある。

(2) 退所ケースのフォローについて

- ▷ 18歳までに退所する児童だけでなく、高校卒業とともに退所する児童も問題（経済的な困窮や孤立感、孤独感など）を抱えていることが多く、対策が必要。

(3) その他

- ▷ 保護者が精神不安を持つケースが増えており、精神科医と連携する必要がある。
- ▷ 児童相談所が外部専門機関と連携し、保護者の回復プログラムに取り組むこと。
- ▷ 虐待が重篤化する前に、子どもの視点に立って対応することが大切。

5 おわりに

平成23年に宇治市で起きた児童虐待事件では、リスクの把握が具体的な行動に繋がらなかったことや、学校との連携が不十分であったことが課題として挙げられ、外部検証委員会から、これを踏まえた今後の取組の方向性が提言された。

今回の調査は、提言に沿って、児童相談所と市町村の現状を確認したものである。

児童相談所においては、個別ケース検討会議に出席して要対協ケースの見立て・アセスメントを実施している状況や、職員を対象にした研修では職種・経験に応じた内容を設定し、体系的な実施を試みていること、児童虐待対応専任職員が保健所の機能を活用して市町村ケースを支援していることなどが確認された。

また、市町村児童福祉部門においては、こんにちは赤ちゃん事業や妊娠期からの情報交換を通じて母子保健部門と連携を深めており、教育委員会とは学校からの情報を共有するだけでなく、協働して対応に当たることで関係を構築している現状などを確認することができた。

一方で、児童相談所が市町村支援を行う上で職員体制が制約となっていることや、経験の浅い職員も多く、専門性の担保が危惧される実態など、いくつかの課題が挙げられ、委員からは助言と対応策が提案されたところである。

本調査は今年度で6年目を迎えるが、委員からは、毎年度、調査を通して浮かび上がった課題と、それに対する助言が提示され、京都府においては、助言を踏まえて可能な限りの改善策を取ってきた。

6年に渡る調査と改善により、児童相談所と市町村の力量は確実に強化されてきているが、取組を進めることで新たな問題点が浮き彫りとなることも確かである。今回の調査で明らかとなった課題や、それに対する委員の助言を真摯に受け止め、引き続き具体的な改善策を検討していきたい。

6 調査の経過

● 第1回

- 開催日：平成24年10月29日（月） 13:30~15:00
会場：京都平安ホテル
議事：
 - ・京都府の児童虐待の状況について
 - ・昨年度の外部評価に基づく取組等について
 - ・本年度の外部評価について

● 第2回

【南部家庭支援センター（宇治児童相談所）現地調査】

- 開催日：平成25年1月9日（水） 13:30~16:30
議事：
 - ・児童相談所・要対協の連携、力量強化等について
 - ・退所ケースのフォローについて

● 第3回

【家庭支援総合センター現地調査】

- 開催日：平成25年1月16日（水） 13:30~16:30
議事：
 - ・児童相談所・要対協の連携、力量強化等について
 - ・退所ケースのフォローについて

● 第4回

【北部家庭支援センター（福知山児童相談所）現地調査】

- 開催日：平成25年1月21日（月） 13:00~16:00
議事：
 - ・児童相談所・要対協の連携、力量強化等について
 - ・退所ケースのフォローについて

● 第5回

- 開催日：平成25年2月22日（金） 13:30~15:30
会場：京都平安ホテル
議事：今年度の報告書について

7 京都府児童相談所業務専門家委員会・委員名簿

| 氏 名 | 役 職 |
|----------------|--|
| [委員長] 澤 田 淳 | 京都府立医科大学名誉教授 京都市子ども保健医療相談・事故防 止センター長 |
| 安 保 千 秋 | 弁護士（京都弁護士会所属） |
| 津 崎 哲 郎 | 花園大学社会福祉学部特任教授 |
| 廣 井 亮 一 | 立命館大学文学部教授 |
| 鈴 鹿 義 弘 | 京都府民生児童委員協議会会長 |
| 麻 田 知寿子 | NPO法人きょうとCAP代表 |

8 京都府児童相談所業務専門家委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「児童虐待検証委員会」の提言(平成18年12月25日付け)の実施を図るため、専門的・客観的立場から児童相談所の特に関連の業務等について、改善等の助言を行うことを目的として、児童相談所業務専門家委員会(以下「委員会」と言う。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について助言を行う。

- 1 速やかな安全確認ルールの確立
- 2 リスク管理のシステム化
- 3 組織内での情報共有の徹底
- 4 実効ある地域の虐待防止ネットワークの確立、機能強化
- 5 地域における体制の強化(保健所の役割の強化)
- 6 中長期的な人材育成・組織体制の強化
- 7 外部有識者の活用
- 8 その他、委員の知見に基づき提案されるもの

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、児童虐待対策又は児童相談所の業務に関し、知見を有する者とする。
- 2 委員の定数は、6名以内とする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 本条の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、議事を運営する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員及び委員であった者は、委員会に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報償費)

第7条 委員会の委員に対する報償費については、京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例(昭和28年条例第5号)に準じて支給する。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、健康福祉部家庭支援課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後に最初に就任する委員の任期は、改正後の児童相談所業務外部評価委員会設置要綱第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。